

大阪府でトラック・バスを使う方への重要なお知らせ

平成21年1月1日より大阪府では、二酸化窒素及び浮遊粒子状物質に係る環境基準のより早期かつ確実な達成を図るため、条例を改正し、荷主・運送事業者・行政等の連携した取組みにより、排出基準を満たさないトラック・バス等の府域の対策地域内への発着を禁止する流入車の規制を実施します。

大阪府流入車規制が始まります

どうすれば大阪府で荷卸ろし、乗降できるの？

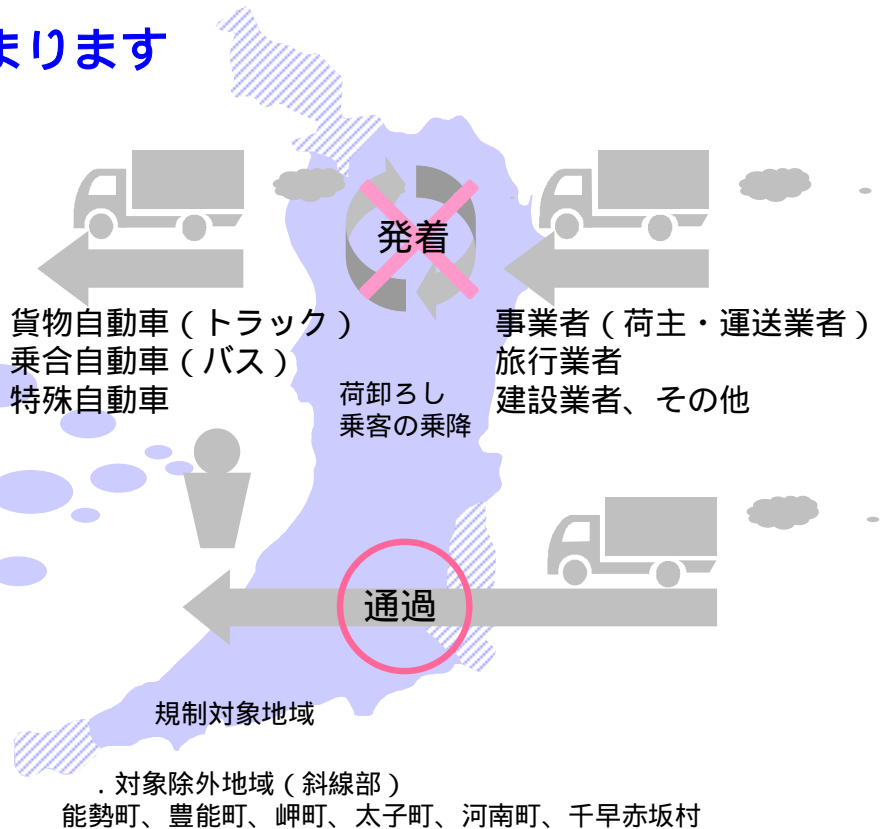
A. 自動車NOx・PM法適合車種であれば問題ありません。適合車にはステッカ制度が施行されます。

規制はいつから始まるの？

A. 平成21年1月1日からです。規制対象事業者の皆様はお早い目のご対応をお奨めします。

自家用でも規制対象になるの？

A. 自家用と営業用の区別なく規制の対象となります。



対象となる自動車種

貨物自動車(トラック)、乗合自動車(バス、乗車定員11人未満のものを除く)、特種自動車(乗車定員11人未満のものをベースにしたものを除く)であり、これらを「対象自動車」といいます。なお、二輪車、軽自動車、乗用車、乗用自動車をベースにした特種自動車、特殊自動車は対象外です。

排出基準

自動車NOx・PM法の車種規制によって適用される排出基準と同一です。

対象となる運行

自動車NOx・PM法の排出基準に適合していない対象自動車(車種規制非適合車)による、対策地域内(大阪市等37市町)を発着する運行が規制対象となります。

詳しくは弊社ホームページ <http://www.tanabeshouten.com> 及び大阪府ホームページをご参照ください。

ISO14001:2004 環境マネジメントシステム認証取得
国土交通省近畿運輸局長表彰 環境保全優良指定民間車検工場

 株式会社田辺商店

〒563-0035 池田市豊島南2丁目674-1
TEL : (072)761-9253 (代表) FAX : (072)762-6069
<http://www.tanabeshouten.com> / E-mail: info@tanabeshouten.com

